

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所が行う介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する又は要支援状態・事業対象者にある者に対し、適切な訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、その他生活全般にわたる援助を計画的に行う。

2. 援助に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八郎潟町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後23番地の3
(八郎潟町老人福祉センター内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者兼サービス提供責任者は 1名 (訪問介護員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及びに業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名 (常勤職員3名)・(訪問介護員兼務)
サービス提供責任者は、本事業の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導や訪問型サービス計画の作成等のサービス内容の管理を行う。
- (3) 訪問介護員 介護福祉士 2名 (非常勤職員2名)
2級課程修了者 4名 (非常勤職員4名)
訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりである。

- (1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとする。ただし、利用者の希望に応じ、土・日曜日、祝祭日及び12月30日から1月3日までも営業するものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(第1号訪問事業訪問型サービスの内容)

第6条 事業所において行う訪問型サービスは、介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画又は利用者本人等の作成した介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し、介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業者と利用者等との協議によって選定しサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ 更衣の介護
 - オ 身体清拭や洗髪等、清拭の保持に関する介護
 - カ 体位交換や起居、就寝等の動作や移動に関する介護
 - キ 通院等外出介助
 - ク その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助に関すること
 - ア 調理(配膳・片づけを含む)
 - イ 住居等の清掃、整理整頓等の環境整備
 - ウ 衣類の洗濯、補修
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な生活援助
- (3) 相談・助言や心理的援助に関すること
 - ア 生活、身上、介護に関する相談・助言
 - イ その他必要な相談・助言
- (4) 服薬確認等医療的な援助や健康観察
- (5) 安否確認・安全確認

(利用料等)

第7条 訪問型サービスに係る利用料の額は、各市町村が定める基準によるものとし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割また一定の所得がある場合はその2割とする。

2. 前項の利用料の他、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して訪問型サービスを行う場合にはそれに要した交通費の支払いを利用者から受け取ることができる。

(事業実施地域)

第8条 通所の事業の実施地域は、八郎潟町、五城目町、井川町の区域とする。

(緊急時の対応)

第9条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 訪問型サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要により利用者の非難の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、訪問介護員等に対し伝染病等に関する基礎知識取得への配慮や清潔の保持の徹底を図ると共に、年1回以上の健康診断を受診させるなど、健康管理に留意する。また、八郎潟町社会福祉協議会における感染症対策委員会において定められた指針に従うこととする。

2. 事業者は、訪問型サービスに使用する物品等を清潔に保持し、定期的消毒を施す等、衛生管理に留意する。

(秘密保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 事業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 従業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な措置を講ずる。

(虐待防止)

第13条 事業所は利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為の必要な措置

2. 業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第14条 事業者は、訪問型サービスの提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業者は訪問型サービスを提供した際には、提供日及び内容、訪問型サービスについて法第41条第6項（法第53条第4項において準用する場合を含む）の規程により利用者に代わって支払いを受ける介護給付費の額その他必要な事項を、利用者の保持するサービス利用票に記載し利用を開始した日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回

2. 事業所は、運営に関する諸記録、並びに訪問型サービスの提供に関する諸記録を整備するものとする。

3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（第4条：訪問介護員変更）

この規程は、令和4年5月16日から施行する。（第4条：訪問介護員変更）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（第4条：訪問介護員変更、虐待防止事項追加）

この規定は、令和7年4月1日から施行する。